〔別　紙〕
様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年　８月　１日　至　令和８年　７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団たちいり小児科医院

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人
　　□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　滋賀県大津市一里山三丁目26番2号

(3) 設立認可年月日　　平成　10年　2月　4日

(4) 設立登記年月日　　平成　10年　2月 17日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人社団 たちいり小児科医院	2511300838	野洲市久野部１９８－１	
介護老人保健施設				

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和７年９月29日　定時社員総会
事業報告及び決算書類承認の件
次年度収支予算案及び事業計画承認の件

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ　の　他

様式2

法人名　医療法人社団たちいり小児科医院　　※医療法人整理番号 0 0 1 8 2
所在地　大津市一里山三丁目26番2号

財　産　目　録

（令和　8年　7月　31日現在）

1. 資産額　74,177 千円
2. 負債額　42,550 千円
3. 純資産額　31,627 千円

（内訳）　（単位：千円）

区分		金　額
A 流動資産		69,712
B 固定資産		4,465
C 資産合計	(A+B)	74,177
D 負債合計		42,550
E 純資産	(C-D)	31,627

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土地　（□法人所有　■ 賃貸　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

建物　（□法人所有　■ 賃貸　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

診療所のみ（経過型医療法人）

様式３－2

法人名　医療法人社団たちいり小児科医院　　※医療法人整理番号 0 0 1 8 2
所在地　大津市一里山三丁目26番2号

貸　借　対　照　表

（令和　8年　7月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	69,712	Ⅰ 流動負債	29,588
Ⅱ 固定資産	4,465	Ⅱ 固定負債	12,962
1 有形固定資産	1,405	負債合計	42,550
2 無形固定資産	150	純資産の部	
3 その他の資産	2,910	科目	金額
		Ⅰ 出資金	8,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	23,627
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	31,627
資産合計	74,177	負債・純資産合計	74,177

診療所のみ（共通）

様式４－２

法人名　医療法人社団たちいり小児科医院
所在地　大津市一里山三丁目26番2号

※医療法人整理番号 0 0 1 8 2

損　益　計　算　書

（自　令和7年　8月　1日　至　令和8年　7月　31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	14,767
2 事業費用	29,023
本来業務事業利益	△ 14,256
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	
Ⅱ 事業外収益	6,129
Ⅲ 事業外費用	
経常利益	△ 8,127
Ⅳ 特別利益	27
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 8,100
法人税等	92
当期純利益	△ 8,192

共　通

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団たちいり小児科医院
理事長　立入　利晴　　殿

私は、医療法人社団たちいり小児科医院の令和８年度会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月30日

監事　　山口　敏子